

選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書

日本では、婚姻における夫婦別姓が認められていないために、一方が望まない改姓や「通称」の使用を余儀なくされ、事実婚を選択せざるを得ない等の不利益を強いられる問題が生じている。法務省によると、夫婦同姓を法律で義務付けている国は日本以外にない。一方、内閣府のデータでは、婚姻の際に約95%（2023年時点）が夫の姓になっている。働く女性たちにとっては改姓によって「キャリアが中断される」という問題も生じている。これは事実上、婚姻によってアイデンティティの喪失につながる等、実質的に女性の側に不利益を強いる女性差別である。

政府は旧姓の通称使用の拡大を進めているが、ダブルネームでは税の手続きや銀行口座で使用できない、学術論文や各種の資格の証明、パスポート等国際的には通用しない等の限界、ダブルネームを使い分ける負担の増加や個人識別の誤りのリスクやコストを増大させる等の問題が指摘されている。

1996年、法務大臣の諮問機関である法制審議会が、選択的夫婦別姓導入を含む民法改正案を答申して、すでに4半世紀を経過した。最高裁では2015年と2021年の判決で夫婦同姓規定を「合憲」としたものの、その結論は「国会で論ぜられ判断されるべき」として国会での議論を促している。

国内における各種世論調査でも選択的夫婦別姓に賛成が過半数を占めている。国連女性差別撤廃委員会では、本年10月30日に日本政府に対し、4度目の民法の差別的規定の廃止について勧告した。経団連や経済同友会等も、女性活躍の推進の立場から選択的夫婦別姓を求める要望を提出している。

多様性を認める社会、男女共同参画、基本的人権の尊重の観点から、これら世論の動向や最高裁判所の決定の趣旨も踏まえ、さまざまな価値観や多様性を尊重して「選択肢のある社会」を目指すべきである。国会・政府において選択的夫婦別姓制度の法制化を実現するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月4日

埼玉県比企郡嵐山町議会議長 森 一人

提出先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 法務大臣